

# 今月のトピックス

## 空き家でお悩みの方への制度を紹介します

詳細 建築指導課 ☎ 058-383-7218

### 空家バンク

空家バンクは、空き家に関する物件情報を市ウェブサイトなどで提供し、物件の売買、賃借を希望する方の橋渡しを行う制度です。空家バンクに登録したい方は、建築指導課へお問い合わせください。

**備考** 現地調査の結果や権利関係などにより、空家バンクに登録できない場合があります。利用にあたっての注意事項など、詳細は市ウェブサイトをご覧ください



### 空家バンク登録物件改修補助事業

**対象** 市空家バンク登録物件の購入者で、次の全てに該当する方 ▶ 補助金の交付を受けた日から、改修を行う物件に3年以上居住する意思がある ▶ 補助対象工事の着工前に補助金の交付申請を行う ▶ 補助金申請から実施報告までの手続きを同一年度内に行うなど

**補助対象経費** 物件の改修に必要な経費（外構、車庫、倉庫などの改修工事に係る経費、家電製品などの物品の購入や設置に係る経費などを除く）

**補助額** 工事費の1/2（上限50万円、市外の施工業者による改修の場合は、上限30万円）

### DIY型空き家リノベーション事業

この事業は、「借主負担DIY型賃貸借契約」を利用した空き家の賃貸事業です。貸主が修繕義務を負わない代わりに安く空き家を貸し出すことができ、借主は退去時の原状回復義務がなく、自分好みにリノベーションできることが特徴です。ただし、建物根幹部分の修繕は貸主負担です。希望する方は建築指導課へお問い合わせください。



### 空家等総合相談事業

住まいや空き家などの管理・利活用・登記手続など、空き家問題全般の相談に応じます。お困りの方は、ぜひご活用ください。

**日時** 第2木曜日 13:00～17:00（1組40分）

**場所** 市役所低層棟2階市民相談室

**対象** 市内在住または、市内に空き家を所有する方

**備考** ▶ 第2木曜日が祝日の場合、第1木曜日に実施 ▶ 相談日の前月1日・月末が閉庁日の場合、それぞれ最初または最終の平日に受付



**申込・詳細** 相談日の前月1日 10:00～前月末に電話で、まちづくり推進課 ☎ 058-383-1884

## 令和8年度まちづくりミーティング

詳細 まちづくり推進課 ☎ 058-383-1997

### 市長に「思い」や「夢」を語りましょう！

市民の皆さまと対話を重ね、共に育み、「未来を見据えた」まちづくりを実現させるため、市民の皆さま1人1人の声を市政に反映させる「まちづくりミーティング」を開催します。



団体などの活動や魅力、参加者の皆さまの「思い」や「夢」などをお聞きしながら、市長と懇談します。

**対象** 次の全てに該当する市内の団体・グループ ▶ メンバーの半数以上が、市内に在住・在勤・在学している ▶ 参加者数が10人程度 ▶ 特定の政党

を支持する団体ではない ▶ 暴力団ではない ▶ 宗教団体ではない ▶ 営利を目的とする団体などではない

**日時** 随時（ミーティングは60～90分程度）

**場所** 市役所・地域の公共施設（オンライン開催も可）

**備考** ▶ 同一団体とのミーティングは、1年度に1回まで ▶ 18歳以下が参加する場合は、保護者などの同伴が必要

**申込** 開催希望日の1カ月前までに、ミーティングテーマを準備したうえで、「まちづくりミーティング参加申込書」と参加者名簿を、市役所低層棟2階まちづくり推進課に提出